



第11期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年5月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
証券コード：6093

当社のビジョン

EAJ's Vision

不動産取引の安全を保証する
日本版エスクローを業態として確立する

不動産取引における売買契約から取引決済までの手続事務を一元管理する
トランザクション マネジメント カンパニーへ

ごあいさつ



代表取締役社長
本間英明

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
ここに第11期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社第11期においては、コアビジネスであるBPO事業、エスクローサービス事業に加え、不動産オークション事業を独立セグメントとして、不動産取引の精算・決済・保証を活かす、新たな分野へ事業範囲を拡大しました。加えて、当社独自のオペレーションセンターの開設や株式会社中央グループの子会社化など当社の強みである「専門性」、「ワンパッケージサービス」に一層の磨きをかけ、当社独自の非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を展開しております。

業績面においては3期連続の増収増益を達成し、前期の借換え特需の反動の中、相続関連市場の拡大という時流を的確に捉え、安定的成長を継続しております。

今後とも企業価値の向上、安定的成長のための組織構築に努め、引き続き不動産取引の安全を保証する日本版エスクローを業態として確立することを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】議決権行使のご案内

株主総会に ご出席いただける方



会場受付にご提出

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です。）

日 時 **平成30年5月29日(火) 午前10時（受付開始:午前9時）**
場 所 **東京国際フォーラム ホールD5**
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

株主総会に ご出席いただけない方



郵送によるご提出

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 **平成30年5月28日(月) 午後6時00分到着分まで**

※ 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる開示について

◎次の事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を提供するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

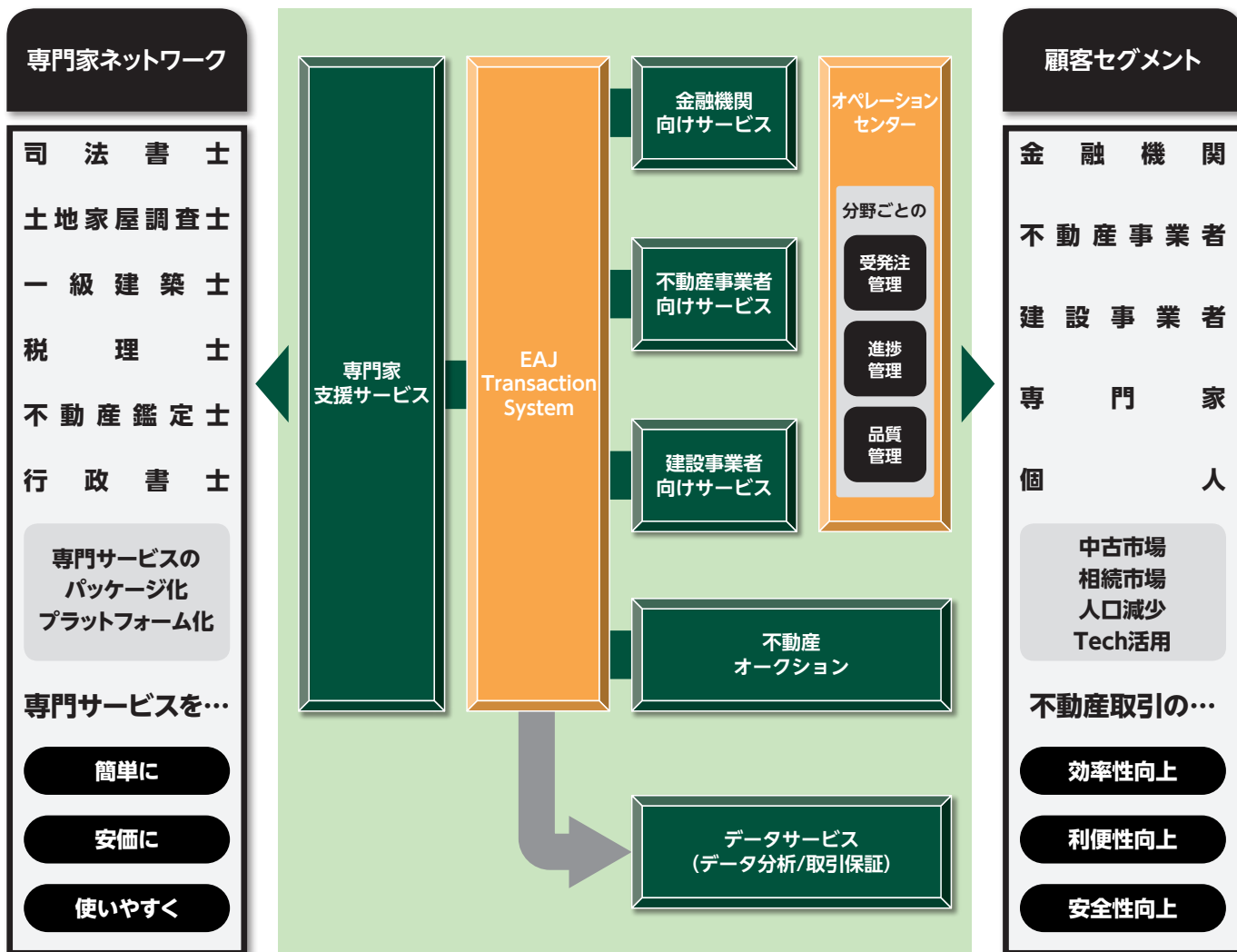
当社ホームページ

<http://www.ea-j.jp/>

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業概要

不動産取引における売買契約から取引決済までの手続事務を一元管理する
トランザクション マネジメント カンパニーへ



第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年 5月29日（火曜日） 午前10時
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目 5 番 1 号 東京国際フォーラム ホールD 5 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第11期（平成29年 3月 1 日から平成30年 2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第11期（平成29年 3月 1 日から平成30年 2月28日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第 1 号議案 剰余金の処分の件 第 2 号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ea-j.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ea-j.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結計算書類の連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき3円50銭 総額 147,574,175円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年5月30日

第2号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、設立当時に、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額26百万円以内（うち社外取締役は年額5百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役は8名（うち社外取締役は3名）となります。

取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年104,000株以内（うち社外取締役は年20,000株以内）とします（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとする。）。また、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。なお、本年については譲渡制限期間（下記（1）で定義）3年と30年の2種類の譲渡制限付株式の発行又は処分を予定しております。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由（任期満了による退任を含む。）がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 譲渡制限期間満了時の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済の動向や金融市場の変動に不透明感はあるながらも、堅調な企業業績を受け、雇用状況も改善していることから、国内景気は緩やかな回復基調で推移しました。

不動産市場においては、国土交通省発表による平成29年の新設住宅着工戸数は964,641戸（前年比0.3%減）で、利用関係別の戸数内訳では、持家が284,283戸（前年比2.7%減）、貸家が419,397戸（前年比0.2%増）、分譲マンションが114,830戸（前年比0.2%増）、分譲一戸建住宅が138,189戸（前年比3.3%増）となりました。政府による住宅取得支援策や住宅ローン金利低相場の継続で、賃貸アパートなどの投資用不動産への一定の需要が垣間見られることと分譲住宅の需要は概ね堅調であるものの、全体としては若干の減少であり、住宅取得需要の継続的な増加は見込みにくい状況がしばらくは続くものと予想されます。

また相続市場においては、内閣府による平成29年版高齢社会白書では、65歳以上の高齢者人口は3,459万人となり、総人口に占める割合は27.3%で、世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.5倍となっており、年齢階級が高くなるほど貯蓄額と持家率が概ね増加していることから、相続手続き代行への需要は今後ますます高まっていくことが見込まれます。

このような状況の中、当社グループでは、当連結会計年度を最終年度とする中期3ヵ年経営計画「Start UP 2017」の下、「日本版エスクロー」の業態化を目指し、不動産取引の合理性・利便性・安全性の向上を通じて、不動産取引のあらゆるステークホルダーへ安心と安全を提供することにより、持続的な成長と企業価値の更なる向上に努めてまいりました。当連結会計年度においては、「1. BPOサービス分野の拡張」「2. 新たなサービスの開発」「3. 新規取引先の拡大」を重点施策として取り組み、相続手続き代行サービスの販路拡大及び不動産情報の透明性確保、不動産取引の瑕疵や権利に関する手続きの安全性向上を目指した不動産オークション事業の推進を基軸とする事業活動を展開するとともに、オペレーションセンターを開設し、業務フローの効率化によって高利益率を堅持してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,955,969千円（前連結会計年度比10.3%増）、営業利益は708,606千円（前連結会計年度比2.8%増）、経常利益は725,574千円（前連結会計年度比4.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は478,880千円（前連結会計年度比6.0%増）となりました。

	第10期 (平成29年2月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成30年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	2,680,585	2,955,969	275,383	10.3%増
営業利益	689,441	708,606	19,164	2.8%増
経常利益	694,202	725,574	31,371	4.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	451,620	478,880	27,259	6.0%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

なお、報告セグメントにつき前連結会計年度まで「エスクローサービス事業」に含めておりました「不動産オークション事業」を、当連結会計年度より独立セグメントとして変更しており、前連結会計年度比については前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

エスクローサービス事業

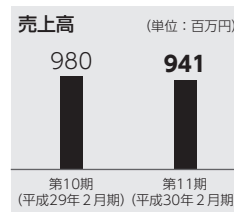
売上高
941百万円
(前連結会計年度比3.9%減)

(エスクローサービス事業)

エスクローサービス事業においては、不動産取引に係わる司法書士をはじめとした専門家、金融機関、不動産事業者に対し、事務の効率化及び合理性・利便性・安全性の向上に寄与するASPサービスなどの各種支援サービスを提供するとともに、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託による信託サービス、相続手続き代行サービスの提供とその拡充に努めております。

当連結会計年度においては、住宅ローン借換案件需要の沈静化により既存のASPサービスの利用件数は一定の落ち着きが見られるものの、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」の本格稼働や本人確認作業に係る支援ツールを開発するなど新サービスの提供推進に注力してまいりました。

この結果、セグメント売上高は941,954千円（前連結会計年度比3.9%減）、セグメント利益は803,956千円（前連結会計年度比2.8%減）となりました。



BPO事業

売上高

1,470百万円

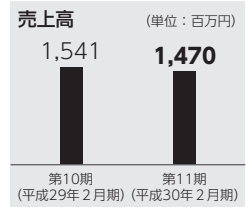
(前連結会計年度比4.6%減)

(BPO事業)

BPO事業においては、金融機関における住宅ローン融資案件の事務を請負い、金融機関等の業務上の課題を解決するための事務合理化及びコスト節減ニーズに応じたサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、取引先金融機関の住宅ローン融資関連業務の受託件数は若干減少し、借換需要の過熱感は一服いたしました。低金利相場の継続を見据え、引き続き新規取引先開拓に邁進する一方、業務集約による事務効率の向上と多様なニーズ、受注業務の増加に応えるための先行投資として横浜にオペレーションセンターを開設し、社内体制の一層の強化を図ってまいりました。

この結果、セグメント売上高は1,470,500千円（前連結会計年度比4.6%減）、セグメント利益は357,243千円（前連結会計年度比22.1%減）となりました。



不動産オークション事業

売上高

543百万円

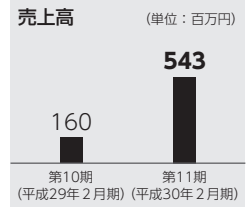
(前連結会計年度比239.0%増)

(不動産オークション事業)

不動産オークション事業においては、主に税理士等の専門家からの依頼に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができ、また、取引価格については入札方式を採用することにより、透明性の高い価格形成が可能となり不動産取引の合理性・利便性・安全性の向上に寄与しております。

当連結会計年度においては、大型案件の受注により大幅な前年伸長を達成いたしました。また、相続関連市場の拡大を受け、相続に係わる不動産取引件数に増加傾向が見られ、生産緑地の「2022年問題」など大都市圏の不動産需給バランスに着目した営業活動を展開すると同時に、人的資源の拡充を図り内部の体制強化にも努めてまいりました。

この結果、セグメント売上高は543,513千円（前連結会計年度比239.0%増）、セグメント利益は194,591千円（前連結会計年度比1,472.1%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主要なものは、オペレーションセンター新設に係る設備投資（資産除去債務分を含む）24,949千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

1. 株式会社中央グループの株式取得について

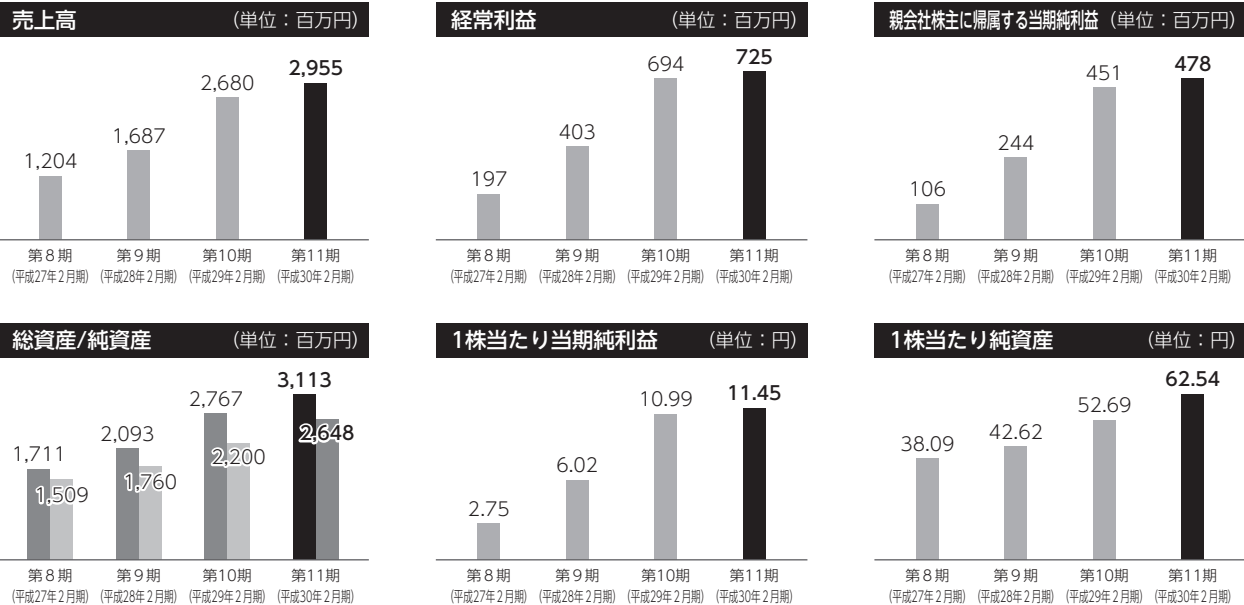
平成29年9月1日付で株式会社中央グループの全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

2. 株式会社ネグプランとの株式交換について

平成30年2月15日開催の取締役会において、株式交換により株式会社ネグプランを平成30年4月1日付で完全子会社とすることを決議いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区分		第8期 (平成27年2月期)	第9期 (平成28年2月期)	第10期 (平成29年2月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成30年2月期)
売上高	(千円)	1,204,480	1,687,717	2,680,585	2,955,969
経常利益	(千円)	197,030	403,059	694,202	725,574
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	106,303	244,116	451,620	478,880
1株当たり当期純利益	(円)	2.75	6.02	10.99	11.45
総資産	(千円)	1,711,554	2,093,689	2,767,170	3,113,090
純資産	(千円)	1,509,518	1,760,126	2,200,644	2,648,368
1株当たり純資産	(円)	38.09	42.62	52.69	62.54

(注) 1. 平成27年9月1日付で1株につき5株の株式分割を、平成28年12月1日付で1株につき2株の株式分割を、また平成29年12月1日付で1株につき5株の株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第8期 (平成27年2月期)	第9期 (平成28年2月期)	第10期 (平成29年2月期)	第11期 (当事業年度) (平成30年2月期)
売上高	(千円)	1,204,115	1,616,343	2,465,222	2,192,557
経常利益	(千円)	224,327	410,277	755,426	511,244
当期純利益	(千円)	133,739	251,711	517,121	338,911
1株当たり当期純利益	(円)	3.45	6.21	12.58	8.10
総資産	(千円)	1,739,131	2,111,318	2,851,920	2,970,329
純資産	(千円)	1,536,954	1,795,156	2,301,176	2,608,931
1株当たり純資産	(円)	38.78	43.48	55.11	61.61

- (注) 1. 平成27年9月1日付で1株につき5株の株式分割を、平成28年12月1日付で1株につき2株の株式分割を、また平成29年12月1日付で1株につき5株の株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出してしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	100,000千円	100%	管理型信託業、遺産整理に関するコンサルティング業及び不動産オークション・エスクローサービス事業
株式会社中央グループ	10,000千円	100%	専門家支援、測量業、建築設計・都市開発、不動産鑑定業

- (注) 1. 平成29年9月1日付で株式会社中央グループの全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。
2. 平成29年11月30日付で株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜は株式会社中央グループを存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(4) 対処すべき課題

① BPO事業の営業チャネル拡大及びローコストオペレーションの提供の推進

住宅ローンの金利は極めて低い状況でありながらも金利競争が激化しており、金融機関では住宅ローン業務のコスト削減が急務の課題となっていることから、ローコストオペレーションへの一層の対応が求められています。

また、金融機関ではグループ統合や他行との統廃合に伴う経営資源の効率化により、更にコスト削減が求められています。

このような状況の下、当社グループといたしましては、インターネット銀行を含む新興金融機関への営業を強化してまいります。また、既存事業のフロー及び適正人員数の見直しを図り、技術革新に伴うペーパーレス化や人工知能の活用によって業務負荷の省力化等を検討し、業務の堅確化及び効率化による事業生産性の向上に努め、労働集約型から脱却した徹底的なローコストオペレーション体制の構築を推進してまいります。

さらに、これまで培ってきた不動産金融に関する業務ノウハウを活用し、時流の要請に適合した新たなサービスの開発提供を通じて、営業チャネルを金融機関だけでなく不動産事業者、建設事業者へ拡大し対応してまいります。

② 市場ニーズが拡大する分野でのサービスの拡充

不動産取引及び金融事務については、市場ニーズが拡大する分野のサービスへの選択と集中をしてまいります。

具体的には、「1. 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少によるアウトソーシング需要」、「2. 少子高齢化及び相続税法の改正による相続市場」、「3. 技術革新による不動産取引及び金融事務の合理化」、「4. 中古住宅市場の拡大により増加する取引事務の効率化」の4つの成長市場を主要な対象と定め、金融機関、不動産事業者及び専門家に対する専門サービスの拡充を推進してまいります。

③ 人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上

当社の今後の事業発展を支える人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上は不可欠な課題の一つであります。その中で、不動産取引または金融取引事務の知識はどれも必須事項であり、クライアントからもその経験・知識を有する人材が要望されています。

したがって、当社では、クライアントの要望に資するため、公的資格の有無や経験年数等を考慮した人員配置を行っております。

さらに、引き続き継続的・積極的な採用活動を行い、優秀な人材の確保・育成に努めていくとともに、福利厚生制度の充実、教育プログラムの構築により、より一層の従業員の意欲・能力の向上に今後も積極的に取り組んでまいります。

④ 当社の提供するサービスに係る法令遵守

近年、我が国でも不動産取引や金融取引における情報化が進みネットオークションやネットバンキングといった新しい流通システムによるオンラインサービスが普及しております。

そのため、オンラインによる取引の増加に伴い、隔地者取引や非対面取引が増えております。一方、顧客保護やオペレーションリスクの観点から不動産や金融取引に係る関係者は、当事者の本人確認や意思確認等の契約事項における確認といった各種の法令を遵守する必要があります。

当社では、不動産取引の安全を図るための各種サービスを金融機関や司法書士等に提供しているため、サービス提供に関連する法令を確認したうえで、サービスの提供を行っております。法令の確認については、社内での検討に加え、適時、社外の専門家等に相談する体制を構築し、法令遵守体制の運用を継続する方針であります。

⑤ コーポレートガバナンスと内部管理体制の強化

当社は、企業価値の極大化と永続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスの構築を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」を開示し、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持するために法令遵守の徹底、組織体制の定期的な見直し、職務権限の明確化、監査機能の充実等内部統制の強化を図っており、今後とも、各コードの取り組み状況の検証を行い更なるコーポレート・ガバナンスの実効性の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年2月28日現在)

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	エスクローサービス事業では、不動産取引に関与する関係者に対して、取引に係る事務の信頼性を高めるためのシステムやIT化対応サービス、マイホーム建築工事に関して引渡までのサポートを行う建物完成・引渡サポートサービス、取引の決済に係る安全性向上のためのエスクロー口座の提供を主に行っております。 また、完全子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、信託機能を活用した合理的かつ利便性の高い信託スキームの構築を背景に当社と連携しており、更に時流の要請を的確に捉えた相続手続代行サービスや不動産オークション・エスクローサービスの提供を通じて、グループ全体の業容拡大に努めております。
BPO事業	BPO事業では、大手銀行や地方銀行、ネット銀行、モーゲージバンクその他事業会社のファイナンス子会社といった金融機関のローコストオペレーションニーズを背景として、当社の不動産及び金融業務における専門性を活かし、融資に係る事務の業務受託、人材派遣、不動産物件調査、金銭消費貸借契約締結に係る事務代行等（クロージング）を行っております。 (BPO…Business Process Outsourcingの略。特定業務の外部委託のこと。)
不動産オークション事業	不動産オークション事業においては、主に税理士等の専門家からの依頼に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができ、また、取引価格については入札方式を採用することにより、透明性の高い価格形成が可能となり不動産取引の合理性・利便性・安全性の向上に寄与しております。

(6) 主要な営業所 (平成30年 2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
支店	神奈川県横浜市西区楠町4番地7 横浜楠町ビル3階

② 子会社

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号

(7) 使用人の状況 (平成30年 2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エスクローサービス事業	7 (2) 名	3名減 (1名増)
BPO事業	113 (75)	22名増 (30名減)
不動産オークション事業	6 (3)	- (2名増)
全社 (共通)	41 (7)	15名増 (2名増)
合 計	167 (87)	34名増 (25名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて34名増加したのは、主として平成29年 9月1日付で株式会社中央グループを連結子会社化したことによるものであります。
4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120 (76) 名	4名増 (34名減)	39.8歳	4.7年

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成30年3月16日、証券取引等監視委員会は、当社元役員が重要事実の伝達を行い、社外の情報受領者が当該重要事実に基づき当社株式の内部者取引を行ったという金融商品取引法違反の事実認定を行いました。この事実認定により、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行いました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 50,000,000株

(注) 平成29年12月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行可能株式総数は40,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 42,166,300株（自己株式2,250株含む）

(注) 1. 発行済株式の総数は、株式分割（1株を5株に分割）の実施により33,656,000株増加しております。
2. 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により196,000株及び譲渡制限付株式の交付により11,300株それぞれ増加しております。

③ 株主数 24,771名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	10,600,000株	25.14%
本間 英明	8,200,000	19.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,603,900	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	938,900	2.23
株式会社T S インベスター	901,300	2.14
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	743,500	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	495,100	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	462,500	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	314,200	0.75
野村信託銀行株式会社（投信口）	260,900	0.62

(注) 持株比率は、自己株式（2,250株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	
発行決議日		平成27年6月15日	
新株予約権の数		669個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	3,345,000株 5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	17,000円 3円40銭)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	700,000円 140円)
権利行使期間		平成28年6月1日から 平成32年6月29日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	578個
		目的となる株式数	2,890,000株
		保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	100,000株
		保有者数	2名

- (注) 1. i 新株予約権者は、平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が400百万円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- ii 上記i達成前に、平成28年2月期から平成30年2月期のいずれかの期の営業利益が204百万円を下回った場合には、本新株予約権を行使することができない。
- iii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iv 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- vi 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- vii 上記i及びiiについては、平成28年2月期の営業利益が402百万円となったため当該新株予約権の行使が行われております。
2. 平成29年12月1日付で行った1株を5株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 間 英 明	
専務取締役	喜 沢 弘 幸	
常務取締役	成 宮 正一郎	執行役員 営業本部長
取締役	太 田 昌 景	執行役員 管理本部長
取締役	道 野 清	執行役員 業務本部長
取締役	臺 祐 二	公認会計士臺祐二事務所 所長 株式会社コロナ 取締役（監査等委員）
取締役	千 原 一 成	株式会社ケーシー・プラン 代表取締役
取締役	穴 戸 信 哉	
常勤監査役	水 落 一	
監査役	本 井 文 夫	
監査役	山 本 隆	

- (注) 1. 取締役臺 祐二氏、取締役千原 一成氏及び取締役穴戸 信哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本井 文夫氏及び監査役山本 隆氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年5月25日開催の第10期定時株主総会において、道野 清氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 常勤監査役水落 一氏は、前職（株式会社住宅債権管理回収機構）において常務取締役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役臺 祐二氏、取締役穴戸 信哉氏及び監査役山本 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役漆原 達弥氏は、平成30年1月31日付で辞任しております。なお、同氏は退任時において、常務取締役情報システム室長でありました。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	9名（3）	102,950千円（6,000）
監査役（うち社外監査役）	3（2）	12,000（6,000）
合 計（うち社外役員）	12（5）	114,950（12,000）

- (注) 1. 上記には、平成30年1月31日付けで退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額は、設立時に年額200,000千円以内とすることを決議しております。
 3. 監査役の報酬限度額は、設立時に年額30,000千円以内とすることを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 臺 祐二氏は、公認会計士臺祐二事務所 所長及び株式会社コロナの取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 千原 一成氏が代表取締役を務める株式会社ケーシー・プランは当社の株主であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 臺 祐二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 千原 一成	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界及び不動産業界での長年における経験を活かし、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 穴戸 信哉	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会において、当社の主たる事業と関係の深い住宅ローン業界及び不動産業界での長年の経験を活かし、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 本井 文夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に、また監査役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全ての回に、また監査役会17回のうち全ての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とすることができる旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,330千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,330千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務調査業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
- ③内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄機関として継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
- ④取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置し、定例委員会を開催し、コンプライアンスの取り組みをして不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非違行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ⑤取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、懲戒規程第6条に従い直ちに管理部門担当取締役に報告するものとする。
- ⑥子会社においても、当社及び子会社独自による監査役監査及び内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行状況、法令・定款及び社内規程の遵守状況について監査を受けるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。又、法令又は取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会において、当社の事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
- ②取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を管理し、定期的に見直し、上長に報告するものとする。
- ③不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、管理部門担当取締役は、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
- ④子会社においても、必要な社内規程の整備を行い、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会に参加し、損失の危険等の管理に関する適切な体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ②取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ②当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規程」に定め、管理本部長は、同規程に定める一定の事項等についての協議及び報告を求め、子会社は求めに応じて協議及び報告を行う。
- ③当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には、子会社は、当社の管理本部長及び監査役に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
- ②当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- ②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。
- ③監査役は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。
- ④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を管理本部長へ報告するものとする。報告を受けた管理本部長は、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。

②監査役は、取締役との意見交換を定期的に行い、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫き、「反社会的勢力対応規程」に基づき、これを社内に通知・徹底する。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、当事業年度内に2回開催し、ヘルプライン運用状況の報告やコンプライアンスに基づいた行動基準を記載した「コンプライアンス・マニュアル」の改訂を協議するなど、ヘルプラインの再周知と運用の徹底に努めました。

また、コンプライアンス研修に関しては、管理職クラス向けにハラスメント防止研修を実施し、様々なハラスメントへの注意喚起を促す一方、全社的には「インサイダー取引規制セミナー」を開催し、インサイダー事例の共有とその発生の防止、法令遵守の徹底について個々の意識の強化を図りました。

②年間計画に基づいて当社の全部門及び子会社を対象とした内部監査を実施し、毎月その実施結果を取締役会へ報告いたしました。

③平成30年3月16日に証券取引等監視委員会から公表されましたとおり当社元役員から情報を受領した社外の者がインサイダー取引を行った事実を重く受け止め、役職員を対象としたインサイダー取引防止に関わる法規制の研修を緊急に実施するとともに、今後も同様の研修を継続的に実施していくことといたします。また、インサイダー取引防止管理規程を厳格化するとともに、取締役会で重要事実あるいは重要事実に該当する恐れのある議案の決議が行われた場合は、第三者へ漏洩しない旨などを記した誓約書を取締役会の出席者全員から入手することとし、当事業年度より運用を開始しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁等の社内決裁をERPを活用した電子認証とすることで、データベース化を図っており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程を制定し、管理担当取締役を委員長としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証し、必要な体制の整備を図っております。子会社の代表取締役もリスク管理委員として審議に参加しております。

また、当事業年度において事務リスクに対する取り組みとして、オペレーションセンターの開設に伴い「業務運営規則」を制定し、詳細な業務手順のマニュアル化と管理の強化を図り、リスクの低減に努めました。

事業継続計画（BCP）に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資機材の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

執行役員制度を導入しており、執行役員と社外取締役を含めた取締役全員並びに子会社の代表取締役で構成される経営委員会を月1回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っています。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度内に取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

子会社の代表取締役も構成員とする経営委員会を定期的に開催しており、当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しています。

また、当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。

さらに、「関係会社管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表等の重要書類が当社の管理本部へ提出の上、報告されております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制の取り組み状況

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制については、「監査役、監査役会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、管理担当取締役が監査役との情報交換を行っているほか、監査役が取締役会、経営委員会等の重要な会議に出席することで、当社及び子会社の職務遂行に関する重要な報告がなされております。

また、取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為等が発生した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。

監査役から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役並びに各使用人が迅速に対応しております。さらに、監査役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室並びに会計監査人と事業年度内において複数回の意見交換会を実施し、積極的な情報収集に努めております。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取り組みの状況

「監査役、監査役会に対する報告義務規程」において、監査役に対し報告した者は不利な取扱いを受けないことを明記しております。

8. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役会は当事業年度内に17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っています。

また、監査役は、取締役をはじめ、会計監査人や内部監査室長と定期的に意見交換会を行っており、当社のコンプライアンスや内部統制について確認を行っております。

9. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

定期的に開催される特殊暴力防止対策連合会が主催する例会へ参加し、近隣エリア内の他社の取り組み状況について情報共有を行うなど連携体制の構築に努めております。また、年1回、大株主・全取引先・取締役・従業員を対象とした反社会的勢力への該当性チェックを実施しており、問題がないことを確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、每期継続的な配当を実施することを原則としております。

当期の配当金につきましては、1株につき3円50銭を予定しております。次期の配当金につきましては、今後の経営環境及び経営成績を勘案した上で検討してまいりたいと考えていることから、現時点では未定としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年 2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,623,658
現金及び預金	2,235,388
売掛金	325,986
その他	67,831
貸倒引当金	△5,548
固定資産	489,431
有形固定資産	122,646
建物	87,421
リース資産	30,515
その他	41,047
減価償却累計額	△36,338
無形固定資産	46,329
投資その他の資産	320,455
投資有価証券	83,590
長期預金	100,000
差入保証金	126,776
その他	10,088
資産合計	3,113,090

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	345,049
買掛金	76,308
未払法人税等	37,096
賞与引当金	27,071
株主優待引当金	29,588
その他	174,984
固定負債	119,672
リース債務	37,865
資産除去債務	31,715
退職給付に係る負債	34,695
その他	15,396
負債合計	464,721
(純資産の部)	
株主資本	2,636,891
資本金	378,296
資本剰余金	493,136
利益剰余金	1,765,956
自己株式	△497
その他の包括利益累計額	104
その他有価証券評価差額金	104
新株予約権	11,373
純資産合計	2,648,368
負債純資産合計	3,113,090

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,955,969
売上原価		1,367,126
売上総利益		1,588,842
販売費及び一般管理費		880,235
営業利益		708,606
営業外収益		
受取利息	55	
受取賃貸料	17,354	
消費税等免除益	17,754	
その他	2,013	37,177
営業外費用		
支払利息	427	
賃貸費用	15,820	
投資事業組合運用損	2,777	
その他	1,184	20,210
経常利益		725,574
特別利益		
負ののれん発生益	13,669	13,669
特別損失		
減損損失	41,346	
その他	1,482	42,828
税金等調整前当期純利益		696,415
法人税、住民税及び事業税	196,424	
法人税等調整額	21,110	217,534
当期純利益		478,880
親会社株主に帰属する当期純利益		478,880

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,162,380
現金及び預金	1,860,184
売掛金	249,354
前払費用	23,135
前渡金	1,895
仕掛品	116
繰延税金資産	13,652
その他	18,709
貸倒引当金	△4,666
固定資産	807,949
有形固定資産	105,982
建物	85,877
工具、器具及び備品	32,759
リース資産	18,360
減価償却累計額	△31,015
無形固定資産	45,329
ソフトウェア	18,778
リース資産	26,550
投資その他の資産	656,637
関係会社株式	310,000
差入保証金	115,422
投資有価証券	83,590
関係会社長期貸付金	47,624
長期預金	100,000
資産合計	2,970,329

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	272,085
買掛金	53,373
リース債務	11,216
未払金	92,311
未払法人税等	37,004
未払消費税等	10,477
前受金	2,613
預り金	5,936
前受収益	2,062
賞与引当金	26,359
株主優待引当金	29,588
その他	1,141
固定負債	89,312
リース債務	31,409
長期預り敷金	22,920
資産除去債務	31,049
繰延税金負債	3,933
負債合計	361,398
(純資産の部)	
株主資本	2,597,454
資本金	378,296
資本剰余金	493,136
資本準備金	393,296
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,726,519
その他利益剰余金	1,726,519
投資損失準備金	27,071
繰越利益剰余金	1,699,448
自己株式	△497
評価・換算差額等	104
その他有価証券評価差額金	104
新株予約権	11,373
純資産合計	2,608,931
負債純資産合計	2,970,329

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,192,557
売上原価		1,044,785
売上総利益		1,147,771
販売費及び一般管理費		634,521
営業利益		513,250
営業外収益		
受取利息	404	
受取賃貸料	15,986	
その他	293	16,683
営業外費用		
支払利息	326	
賃貸費用	14,716	
投資事業組合運用損	2,777	
その他	868	18,689
経常利益		511,244
特別損失		
賃貸借契約解約損	1,262	
事務所移転費用	220	1,482
税引前当期純利益		509,762
法人税、住民税及び事業税	146,764	
法人税等調整額	24,086	170,851
当期純利益		338,911

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月17日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 俊治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小泉 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月17日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 浅 野 俊 治 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 小 泉 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社元役員がインサイダー取引に関し重要事実の伝達者であることが判明したため、当社内に特別調査委員会を設置しその調査結果及び提言を踏まえ再発防止策を策定し実施していることを確認しております。監査役会としては、引き続き再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月20日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役会

常勤監査役 水 落 一 ㊟

監 査 役 本 井 文 夫 ㊟

監 査 役 山 本 隆 ㊟

(注) 監査役本井 文夫及び監査役山本 隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

平成30年 2 月期 決算トピックス

主な取り組み

不動産・建設事業者向けに新たなエスクローサービスを商品化 オペレーションセンターの開設、新規データベース事業の開始

- 9月 ユニットモデルを全国展開するための基盤として(株)中央グループを子会社化
- 10月 オペレーションセンターを開設し、BPOの事務を一部集約・合理化
- 10月 米国リマイン社との業務提携により不動産データサービス事業に着手

通期実績

連結実績は増収増益・過去最高益を達成

売上高：29億55百万円（前期比+10.3%）

営業利益：7億8百万円（前期比+2.8%）

- 相続市場における問題解決として不動産オークション事業が躍進
- 新規顧客の事業開始が平成31年2月期にずれ込んだため予算は未達

業績予想

平成31年2月期は2ケタの増収増益を見込む

売上高：37億33百万円（前期比+26.3%）

営業利益：8億28百万円（前期比+16.9%）

- 大手行を中心とした複数の新規金融機関からの事業開始が上期からスタート
- 不動産・建設事業者向けエスクローサービスの事業化が上期からスタート

今後の事業戦略

EAJ's
Vision

不動産取引における売買契約から取引決済までの
手続事務を一元管理する
トランザクション マネジメント カンパニーへ

中期経営計画
H31年2月期～
H33年2月期

< Build up 2020 >

既存サービスの成長、新サービスの普及により事業規模を拡大させ、圧倒的優位性を持つ共通プラットフォームの構築を通じて、企業価値の強化を目指す。

成長戦略
重点施策

現状課題

事業規模の拡大

企業価値の強化

事業領域の拡大

戦略目標

ローコストオペレーション
体制の構築

リスクマネジメント
体制の構築

サービスモデルの
パッケージ化

エスクローサービスの
拠点化

市場環境

中古市場
の拡大

相続手続き
の増加

生産年齢
人口減少

ネット取引
の拡大

内部強化

- ◆リスクマネジメント
- ◆人財教育と育成
- ◆新技術への投資

1 [パッケージモデルの推進]

- 金融・不動産へH'OURS・ZOOKの拡大
- ワンパッケージサービスの提供範囲を拡大

2 [専門家支援サービスの拡大]

- 税理士へ提供拡大とサービス機能の強化
- 専門家に対するソリューション・サービスの提供

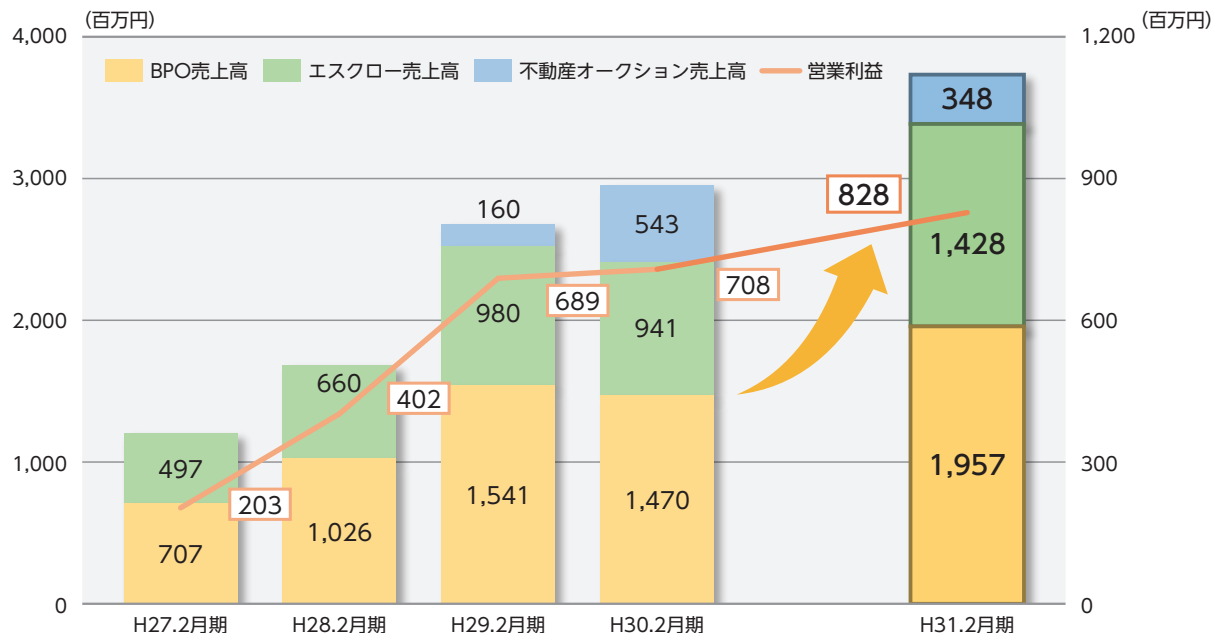
3 [ユニットモデルの開発・普及]

- 大都市圏・中核都市への展開
- 専門家ネットワークの拡大

平成31年2月期 業績の見通し

Topics

BPO … 中央グループ、ネグプランの子会社化により増収増益
エスクロー … 非対面ローンサポートサービスおよびH'OURS、ZOOKにより増収増益
不動産オークション … ネットワーク拡大による安定した受注体制を構築



※ H30.2月期より、不動産オークション事業を独立の報告セグメントとしており、H29.2月期は変更後のセグメント区分に組み替えた数値を記載しております

Synergy



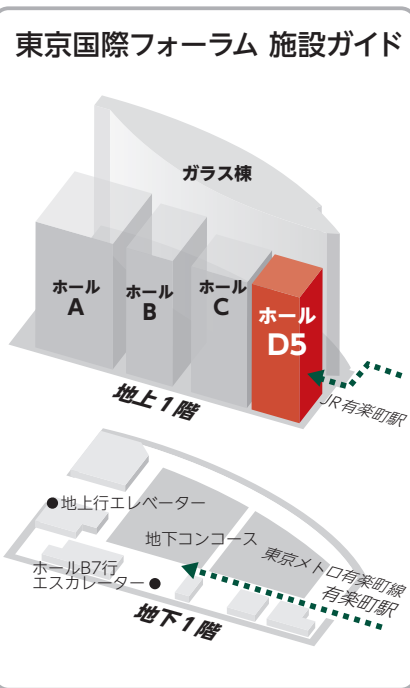
中央グループ

- ✓ 専門家の業務課題に応える高効率なサービス開発提供
- ✓ 専門家との共同提案によるワンパッケージサービス推進



- ✓ 建設事業者向け専門家支援サービスの拡充
- ✓ 専門家との共同提案によるワンパッケージサービス推進

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5



JR 山手線 京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ
有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座駅	徒歩6分
	銀座線	銀座駅	徒歩7分	京橋駅	徒歩7分
	千代田線	日比谷駅	徒歩7分		
	丸ノ内線	銀座駅	徒歩5分		
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	徒歩5分		



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。